

平成23年度 第2回瀬戸市環境審議会議事録		
日時	平成24年1月23日(月) 午後2時～午後4時	
場所	瀬戸市役所 3階 全員協議会室	
出席者	審議会委員	委員11名(欠席:高野雅夫委員、寺田和夫委員、戸田千里委員、長江保広委員、古橋隆利委員)
	事務局	山田市民生活部長、山内環境課長、山内課長補佐、中村主事、奥田主事
次第	内 容	
1 開会	○開会の挨拶 ○欠席委員の確認	
事務局	○市民生活部長挨拶	
会長	○挨拶	
2 議事	・以下のとおり。	
(1)	第2次瀬戸市環境基本計画の進捗状況について	
事務局	○資料の確認・説明	
委員	・年次報告書の公表時期はいつの予定か。	
事務局	・環境パートナーシップ型組織準備会が1月24日に予定されており、そこで「市民からのコメント」欄へ記載するコメントを募集する。年次報告書としては、これを取りまとめて、2月末頃に公表する予定である。	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・施策に関して、例年事業の掲載ではなく、年度ごとの具体例を掲載するよう改善を提案する。 ・各グラフの表記が読み取りにくいいため、元となるデータが資料編のどの頁かを明記してはどうか。 ・公害苦情処理件数のグラフについて、その年度の特徴を示すような記述があると良いのではないか。 	
委員	・「自然と親しむ」基本方針に関して、瀬戸市の里山についてのコメントがあると良い。	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の省力化と従前の報告書と比べて見やすさを重視する点から、グラフを多く配置して、文章はできる限り短くした。 ・年度ごとの特徴的な取り組みは、リーディングプロジェクトの章に掲載している。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画で掲げた環境指標がどのように推移しているのかを確認することが、年次報告書の目的だと考えている。 ・1頁「保護された森林の面積」、3頁「自然との親しみを感じている市民の割合」は、環境基本計画に掲載されている表記や数値と整合しておらず、誤掲載である。 ・例えば、森林面積の減少量や理由を示す等、数値目標との比較を示す必要があるのではないか。 	
事務局	・是正する。	

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議で、夏季の節電・省エネへの取り組みが報告されたが、これは掲載しないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・各基本方針に関しては、平成22年度末時点の数値や取り組みを掲載している。今夏の取り組みは次年度に掲載していくか、リーディングプロジェクトの章に掲載することを検討する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の章とリーディングプロジェクトの章とで、掲載されている内容の年度が異なるが、「市民からのコメント」は年度にこだわらずに募集していくべきではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・リーディングプロジェクトの章の後に、両章を通したコメントを掲載するよう修正を検討する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の違いを強調し過ぎてしまうと、主婦層をはじめとした市民の多くは、理解しづらい。市民もできる限り最新の情報が知りたいので、工夫してほしい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・データによっては、統計の間隔が複数年をまたいだり、数値が公表されるのが翌年度末となったりする。 ・第2次環境基本計画の施行は平成23年度であり、基本方針の章にある平成22年度の統計は正確に言えば第1次計画時のものであるが、新計画のもとでの公表である点と、できる限り最新の情報を掲載しようという考えから、章を分けて掲載した。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り早い時期に年次報告書が公表されることが望ましく、システム化を図ることを提案する。 ・最新の情報を掲載することとなるリーディングプロジェクトの章を冒頭に掲載することも考えられる。年次報告書の公表時期を秋頃に前倒しすることを含め、来年度までに検討をしておくよう求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・リーディングプロジェクトの章に掲載されている条例策定のスケジュールに関して、現在、一部変更のパブリックコメント手続の行われている都市マスタープランと条例とでは、どちらが上位として扱われるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等で上位下位が明確に定められているわけではない。 ・自然環境を守っていくことも重要であるが、市民の安全と安心、利便性の向上を図る上で必要な開発もある。自然環境を守ることも重要だが、安全と安心、利便性を図る上で必要な開発もある。インターチェンジ周辺の利便性を工業等へ活用しながら、豊かな自然環境とのバランスも図っていく。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の制定は、市にとっては重い判断であり尊重されるべきではあるが、個々の問題においては、明確な条例違反等がない限りは、市政全体で判断されていくものだと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスを図ることは重要だが、そのバランスの図り方が利便性を重視することに偏っていなかったのかという点から、現在の自然環境の状況を検証してほしい。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「木質バイオマス活用の検討」に関して、持続可能な社会を目指すことについては大変重要なことだが課題もある。木材は再生産可能な資源であり、まずは資材として利用することが重要ではないか。また、エネルギーとしては小水力発電による地域づくり等も考えられる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林資源の多さや、河川の多さ・高低差の大きさ等から、中長期的視点では、市のポテンシャルを評価・把握していく必要があると考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの補助等、財政的負担のある政策については、その効果を検証する必要があるため、検証作業を行うことを明記するべきである。 ・道の駅瀬戸しなのに関して、環境基本計画には資源循環型の農業が掲げられているが、その進捗状況についても掲載する必要がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅を通じた農産物の販売展開や市のPRがなぜ必要なのかを、一般の市民にわかりやすく示してほしい。資源循環型の農業についても、具体的な状況を示して、市民への啓発につなげてほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・リーディングプロジェクトの章の「次年度に向けて」については、課題を明確にして、推進のあり方やバランスを示す方が良い。また、ここにも、市民のコメントがあると、計画の進め方に反映できると考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からのコメントだけではなく、パートナーシップ事業者会議からのコメントを掲載しても良いのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度まで公表されていなかったものが、このように議論されるようになったことは評価できる。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画の当初年度の報告書であり、不十分な点が多いのは理解する。事務局は、できる限りの対応・反映をした上で、修正を加えた報告書を各委員へ送付して、意見の集約を図ることとしてほしい。 ・最終的な報告書は、会長と事務局とで調整の上、公表することとする。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からのコメントを含め、報告書の掲載内容・方法等をよく検討した上で、修正を加えたものを2月末までに各委員へ送付する。
(2)	(仮称)瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例(案)の概要について
事務局	○資料の説明
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着工の際の届出に関して、委員会が審査をするという理解で良いか。 ・届出書に環境アセスメント評価書の添付を義務付ける等、より厳しい内容とすることはできないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・上位法として、自然公園、自然環境保全法、県条例等があり、許可規制が設けられている。それらの区域以外で行う市独自の条例規制としては、届出制を妥当と考えた。 ・(届出制である以上、審査を経なければ工事ができないという解釈は困難だが、) 特定地区ごとに定めるガイドラインと届け出内容とを照らし合わせて、これに適合しない工事等については、勧告をする等の規定を設ける予定である。 ・環境アセスメントについても、同様に、法令上必要とされていないものを、

	一律に添付させていくことは難しいと考えているが、地区や保護・保全の対象となる職制や生物に応じて、それを求めていくというものはあり得ないものではない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然環境として特定地区を指定するにもかかわらず、土地の改変について届出で足りるとしており、規制としては非常に弱く、目的に対してどのような効果があるのか疑問である。また、条例要綱というには、文章表現が拙劣である。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 許可規制・認可規制との比較では、当然に弱い規制であるが、上位法や類似の条例を有する春日井市の例などと比較しても、届出制は妥当と考えている。ガイドラインの運用によって、工事の中止や変更等の配慮を要請していく場合もあるため、決して弱い規制だとは考えていない。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 資料や説明の範囲だけを見る限りでは実効性がわからないが、当審議会の意見を踏まえた市長提案議案としてほしい。 上位法に抵触しない範囲で、ガイドラインに合致するまでは工事に着工できないという仕組みをとることはできないのか。 特定地区指定請求の請求権者は、土地所有者に限られるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では、土地所有者と土地上の立木所有者を想定しているが、入会権や地上権等の他の権利については、法務担当部署との精査・調整を経て、規則への委任事項とすることも検討する。 資料・説明だけでは内容が伝わらない部分が多いが、近日中にパブリックコメント手続を実施する予定であるので、後日、より詳細な資料を配布する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 「森と土の恵み」は薪や粘土を指した表現だと思われるが、現在、薪窯はほとんどなく、また、瀬戸市内の鉱山から採掘された粘土がどれだけ市内で消費されているのかはわからないため、違和感がある。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の背景にも掲載されているように、瀬戸市の長い歴史の中で、窯業と自然環境とは共存してきたのであり、今後も共存を続けていくために、瀬戸市らしい自然環境の保護・保全をしていく必要があると考えて盛り込んだものである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 窯業と自然環境とに関して、どちらに重心を置くかによって市民には様々な意見があり、そのどちらかに偏ったものに解釈することのできる表現は、良くない。時間をかけて調整し、内容を詰めていくことが必要である。 届出に関して、ガイドラインに沿わないものであっても、勧告等に従って工事等を延期することがあるとは考えにくく、勧告等の法的な拘束力や罰則の必要性を検討する必要があると考えるが、それを資料から読み取ることができない。特定地区の指定に至るまでの手続がある程度詳細に記載されているのに対して、届出に対する手続等が不明である。 当審議会委員が了解できる程度まで検討を重ねてから、パブリックコメント手続に移るべきではないか。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・法令によって、大臣や県知事の許可が不要とされている範囲のものを、市の条例によって市長の許可が必要であるとする事はできないというのが原則である。ガイドラインに沿わない工事等に対して、どのように臨むかという議論が必要だが、罰則を設ける場合には、罪刑法定主義の観点からの検討も必要である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「所有権～との調整」とあるが、自然環境の恩恵は、その土地の所有者だけでなく周囲の住民も享受していることを踏まえてほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画には、水道水源の保護に関しても条例制定が掲げられていたが、事務の進捗はどうなっているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水源の保護に関しては、本件よりも先に検討に着手しているが、現在も水道課と環境課と検討を進めている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今ある資料だけでは意見の出しようがなく、要綱案の全文は近日中に公表されるということであるので、事務局は、個々の委員からの意見を議事録に記録した上で、パブリックコメント手続等の一連の過程で、それらを反映させてほしい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の法律・条令と比較しても決して弱い規制ではなく、義務違反や行政処分違反に対しては、通常の条例と同様に罰則も設ける予定である。 ・本件条例は、環境基本計画に掲げられたプロジェクトとして市長の使命と責任のもと制定すべきものと認識しており、効果のないものを制定するつもりではなく、各委員の意見やパブリックコメント手続によって提出された意見を踏まえて、案の修正は行っていくので、理解をお願いする。
(3)	地域主権改革一括法について
事務局	○資料の説明
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、悪臭に係る各種の基準設定等の権限が、愛知県知事から市長に移管したが、基準等の内容は従前どおりで良い。 ・今後、基準等を変更する必要がある場合には、当審議会で検討していくことになる。
3 その他	○事務連絡
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の任期満了が本年度末となるが、第2次環境基本計画の策定時の体制のまま、概ね見直し時までは、再任をお願いする。 ・次年度以降の会議は、年2～3回の開催予定であり、環境基本計画実行計画のまとまる6～7月頃に第1回会議、年次報告書に関して10～11月頃に第2回会議を開催したい。
事務局	○環境課長挨拶